○農林水産省告示第二千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　福岡県嘉穂郡桂川町大字土師字狩野四六〇二、四六一〇の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字狩野四六〇二・四六一〇の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市高良内町字向耳納二一八一の八二、二一八一の八五、二一八一の一〇七、二一八一の一五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向耳納二一八一の一〇七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市三ケ畑字古屋敷一五四五の一、一五四八の四、一五四九、一五五一の一、一五五一の三から一五五一の五まで、一五五二、一五五六、字五郎ヶ畑一五六二の一、一五六二の二、一五六八、一五七〇、一五七一、一五七八、一五八〇、一五八一、一五八七、一五九四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村百瀬川字西山一〇の一、一二の三七、利賀村岩渕字大沼三三、皆律字上山二二二の一、二二三、二二四、二二六、杉尾字南原一三から一五まで、二一五から二一七まで、二二三、字南原平三九、一九の六、大鋸屋字大谷島五五の一、五五の七、五五の五二、字若杉島一七の四、一八の二、広谷字滝谷四から六まで、九、一五、一六、才川七字八坂七七の一、七七の二、字鬼放三一、砺波市庄川町庄字廣谷四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町大塚字堀越四四七の一、字大町四三五の一、四三六の一、四三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀越四四七の一・字大町四三五の一・四三六の一・四三八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町横谷字吸谷八八の一、八八の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字吸谷八八の一・八八の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町久代字古御堂五一五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備